

会 議 の 経 過

委 員 長（河野 豊君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員はおりません。

ただいまの出席委員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、本日の予算特別委員会を開きます。

開議（午前10時00分）

委 員 長（河野 豊君）

六戸町議会委員会条例第18条の規定により、出席要求をした者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

審査に入る前に、委員及び理事者側の皆さんにお願いいたします。

質疑は予算書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示し、簡潔にお願いいたします。また、答弁も簡潔にお願いいたします。

これより各特別会計予算の審査に入ります。

最初に、議案第32号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

おはようございます。

早速でございますけれども、私のほうから議案第32号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず最初に、配付議案の125ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億3,590万1,000円と定めるものであり、前年度比2億5,669万4,000円、率にして17.2%の減額計上であります。国保事業の県への広

域化により、予算編成等の変更に伴う減となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

こちらの予算に関する説明書をお願いします。

事項別明細書の109ページをごらんください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税に、項の計で3億2,215万5,000円を計上いたしました。被保険者数等の減少傾向により、前年度比5.8%、1,987万8,000円の減を見込んでおります。

なお、国保税率等につきましては、平成30年度は限度額の改正を除いて税率改正を行わない予定としております。

110ページをごらんください。

4款国庫支出金、1項国庫補助金に、項の計で2万8,000円を計上いたしました。

財政調整交付金については、制度改正等により県に留保され、納付金より差し引かれることになることにより廃目となります。

同じく次の国庫負担金についても、制度改正に伴い廃項となります。

続きまして、111ページをごらんください。

5款県支出金、1項県補助金に、保険給付費等交付金ほか項の計で7億9,078万5,000円を計上いたしました。1目保険給付費等交付金は、制度改正による新たな目になります。1節普通交付金については、県が保険者となることに伴い医療費の全額負担となることによる歳入となります。2節特別交付金については、各種保健事業等に対する交付金となります。

次の財政調整交付金につきましても、制度改正等により廃目となります。

同じく5款最後の県負担金も、制度改正に伴い廃項となります。

112ページをごらんください。

7款繰入金、1項他会計繰入金に、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金として1億2,002万4,000円を計上いたしました。前年度比4.1%、475万3,000円の増であります。主に人件費等繰入金の増によるものであります。

続いて、114ページをごらんください。

療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金は、制度改正等により廃款となります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

115ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費に、人件費や県国民健康保険団体連合会負担金など、項の計で2,258万2,000円を計上いたしました。前年度に比べ380万5,000円の減となっております。新たな事業として、委託料に、高額医療の区分変更に伴うシステム改修、国保保険証と高齢受給者証との一体化のためのシステム改修費を計上いたしました。

116ページをごらんください。

同じく2項徴税費に、賦課徴収事務経費など、項の計で927万6,000円を計上いたしました。

同じく3項運営協議会費は、前年度同額の16万5,000円を計上いたしました。

2款保険給付費、1項療養諸費に、一般・退職被保険者等の療養給付費など、次の117ページになりますが、項の計で6億9,580万4,000円を計上いたしました。前年度比3%、2,149万8,000円の減を見込んでおります。

同じく2項高額療養費に、一般・退職被保険者等の高額療養費など、次の118ページ上段になりますが、項の計で8,513万5,000円を計上いたしました。前年度比9.6%、742万7,000円の増を見込んでおります。

同じく4項出産育児諸費に588万3,000円を、119ページになりますが、同じく5項葬祭諸費に105万円をそれぞれ計上いたしました。

3款国民健康保険事業費納付金は、新たな科目となります。県より配分される納付金となります。

1項給付費分に、項の計で2億5,932万2,000円を、同じく2項後期高齢者支援金分に、項の計で、120ページになりますが、9,370万5,000円を、同じく3項介護納付金に3,930万6,000円を計上いたしました。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金は、一部事務費拠出金を除いて県への広域化に伴い事業は廃止となります。

5款保健事業費は、特定健康診査や保健指導、人間ドック等に要する経費であり、1項特定健康診査等事業費に1,539万5,000円を計上いたしました。

続いて、122ページをごらんください。

同じく2項保健事業費に、項の計で461万円を計上いたしました。

続いて、123ページになります。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に、一般・退職被保険者等保険税還付金など、項の計で221万2,000円を計上いたしました。

124ページをごらんください。

9款予備費には100万円を計上いたしました。

次の後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金等につきましては、納付金に含まれることとなり、また、老人保健拠出金は事業終了となり、それぞれ廃款となります。

以上で議案第32号の説明を終わります。

委員長（河野 豊君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

なお、議事進行上、事項別明細書において歳入、歳出、給与明細書に区分して質疑を受けます。

最初に、歳入の質疑を受けます。

109ページから114ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を受けます。

115ページから124ページまでであります。

質疑ありませんか。

5番、高坂委員。

5番（高坂 茂君）

117ページ、2款の保険給付費、高額療養費。それともう一点、121ページ、特定健診業

務について。この2点をお尋ねしたいと思います。

1つは、きのうも申し上げましたとおり、保険給付費、この高額医療というのはかなり大きな金額ですので。この実態、我が六戸町でどのぐらいの人数がこの高額療養費を受けているのか、その受診科目、その2点です。

それからもう一点は、特定健診業務。このベンチマーク指標だと60%が目標ということで。私、何年か前にも同じ質問しておりますけれども、多分、特定健診の受診率というのは上がっていると思います、右肩上がりに。多分、県の中では中ぐらいかな、それでも。私はそういうふうに理解しております。といったところで、ベンチマーク指標が60%であれば、これを目標にするということで、今どの位置にいるのか。そして、これからの課題として、やはりこの保険給付費とかいろいろ、保険費にそれがはね返ってくるわけで、そういったところのためにもこれはぜひともパーセンテージを上げてほしいなと思います。そういった取り組み、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

委員長（河野 豊君）

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

まず1点目の高額療養費、医療に関する受診者の人数と病名、診療科目等ですけれども、現在ここに資料がないので、後ほどお答えしたいと思います。ここの数字に関しては、3年分の実績に基づき、その平均で求めた予算計上となっております。ちょっと人数までは現在把握していません。

5 番（高坂 茂君）

では、後で。

委員長（河野 豊君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

それでは、福祉課のほうから特定健診についてお答えしたいと思います。

まず、ベンチマークの目標は60%になっております。それで、現在、29年度の受診率のほうはまだ出ておりませんので、28年度の受診率についてお知らせしたいと思います。28年度は34.9%、28年度の目標が55%に対し34.9%というふうな実績となっております。

それで、今年度も秋から冬にかけて特定健診、複合検診のほうを実施したんですが、人数的には昨年度より少し少ない状況となっておりますので、多少受診率のほうが下がるかなと思っております。

それで、どのような取り組みを考えているかということですが、特定健診においては、以前から実施しております日曜日の健診を採用して、多数の方が来てくれるように日曜日健診を採用しております。そのほか、保健協力員の方にご協力をいただいて、健診の受診についてPRをしてもらっております。そのほか、食生活改善推進員の方をお願いして、朝食提供事業ということで、健診に来られた方に対して減塩の食事等をとっていただいてPRしております。

以上でございます。

委員長（河野 豊君）

5番、高坂委員。

5番（高坂 茂君）

その特定健診なんですが、前にも私、お尋ねしたときもこのぐらいかなと。もうちょっと、40%ぐらいいっているのかなと思ったんですけども。いろんな取り組みをしていると思います。このぐらいの数値だと、やはり問題があるのかなと思います。県のほうも60%を目標にしているわけで、六戸も60%であれば、今のところ、28年度が34.9%ということであれば、これはもうちょっと数字を上げてもらわなければならないと思います。

そこで、ここ数年、私は毎年受けているんですけども、朝食提供とか日曜日とか実際に実施しているわけなんですが、それほど効果が上がっていないというふうに思います。であれば、やはり健診の受診率が高い自治体もあると思います、調べれば。そういったところに出向いて、どういったふうになれば上がっていくのか、そこら辺をやはり検討していただきたいなと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。考えあるかどうかです。

委員長（河野 豊君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

県内に特定健診の受診率の高い市町村はございますので、今、高坂委員がアドバイスしてくれたように、30年度中にそういう高い市町村に出向いて勉強して、六戸町の特定健診の受診率向上の施策を勉強してきたいと思います。

以上です。

委員長（河野 豊君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

3番、杉山委員。

3番（杉山茂夫君）

2点ちょっと質問がございます。

この国民健康保険の事業、特別会計の部分ですが、今までは町が保険者になっていたわけです。今度、30年度から県に移管されて県が保険者になるわけですね。その場合に、予算の部分、支出の部分、項目の部分で、それは例えば県が保険者ですから、そういう部分のお金の移り方というのはわかるんですが、それ以外に、例えば、はっきり言いますと、今、各市町村がそれぞれに保険税の額を決めてやっているわけですね。その中で、各市町村で足りない部分は繰り入れしたりして、そうやって会計しているわけですが、県が保険者になることで今までの部分が、各市町村でやっている部分が特に変わるということはないのかどうか。それが1点です。

それからもう一つ、今、高坂委員の質問の中で、例えば121ページの特定健診業務とか人間ドック業務とか、こういうのは業者に委託する部分であって、今、福祉課長がおっしゃったさまざまな、例えば福祉の施策は、これは一般会計の予算で出ているお話ですよ。それはこちらのいわゆる特別会計のお金のほうから出ている健康づくりのさまざまな予算ではないという、その確認。その2点をちょっとお伺いしたいと。

委員長（河野 豊君）

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

まず1点目の制度改正等に伴うそれぞれの役割ですけれども、これまでどおり、まず業務内容としては、市町村の役割は保険税等の決定、賦課徴収、健康保険証の異動管理、保険証の交付、保険給付費の決定、保健事業等、今までと同じです。今までは税金をそのまま医療費として国保連とかに払っていましたが、県がそれを負担するというので、そのお金は県に納付することになります。納付金として県は1月とかに次年度のやつを公表しますが、その対象年度に不足した場合は、やはり今までどおり一般会計繰入金とかで充当しないと払えませんので、最後はそこをお願いする形になるかと思います。

以上です。

委員長（河野 豊君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

国保会計の特定健診の予算についての質問にお答えします。

まず、国保会計から出ている予算ですが、特定健診の業務、これは県の総合健診センターのほうに払う経費が国保会計のほうから出ております。それと、保健協力員の謝金についても国保会計から出ております。そのほかの、先ほど朝食提供事業ということの事業を言いましたが、これについては一般会計のほうから支出、予算を計上しております。

以上です。

委員長（河野 豊君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書についての質疑を受けます。

125ページから134ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第33号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

それでは、議案第33号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

まず最初に、議案書131ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,568万5,000円と定めるものであり、対前年度比21.78%増であります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、132ページからの第1表歳入歳出予算によるものであります。

第2条の地方債については、134ページ、第2表地方債のとおり定めるものであります。

それでは、款項の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書137ページをごらんください。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料に、公共下水道使用料として、小松ヶ丘地区分も含め、項の計で5,084万円を計上いたしました。

138ページをごらんください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金に、社会資本整備総合交付金2,250万円を計上。

6款繰入金、1項他会計繰入金に、一般会計繰入金として2億3,041万5,000円を計上。

2項基金繰入金には、下水道事業整備基金繰入金として110万円を計上いたしました。

139ページをごらんください。

9款町債には、下水道事業債として3,990万円を計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

141ページをごらんください。

1款事業費、1項総務管理費に、人件費や公共下水道及び小松ヶ丘地区汚水処理施設の維持管理経費として7,284万3,000円を計上いたしました。

主な内容といたしましては、13節委託料にマンホールポンプ維持管理業務ほかで956万円を計上。

次のページ、142ページをごらんください。

15節工事請負費に、マンホールふた高さ調整工事等で1,013万1,000円を計上。

19節負担金補助及び交付金には、馬淵川流域下水道維持管理負担金ほかで3,031万9,000

円を計上いたしました。

2項建設事業費には、13節委託料に小松ヶ丘排水施設再整備全体計画策定業務ほかで4,500万円を計上。

15節工事請負費に、公共ます設置工事で240万円を計上。

19節負担金補助及び交付金に、馬淵川流域下水道事業負担金として1,744万2,000円を計上いたしました。

143ページ、2款公債費には、長期資金元利償還分として、項の計で2億800万円を計上いたしました。

以上で議案第33号の説明を終わります。

委員長（河野 豊君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

歳入及び歳出、給与費明細書、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

135ページから155ページまでであります。

質疑はありませんか。

7番、川村委員。

7番（川村重光君）

歳入の受益者負担の件についてちょっとお聞きしたいのですけれども。

小松ヶ丘地区は、今年度からかな、八戸水道圏の中に入るといふことのあるかな、使用料とかそういうものは、一緒になっているということでしょうか。ちょっとそこを確認。

委員長（河野 豊君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

今回、この小松ヶ丘地区が下水道事業特別会計に入ったというのは、小松ヶ丘地区は今まで下水道は完備されていたのですけれども、コミュニティープラントという公共下水道ではない区分にされておりました。それを今回、再整備をするために公共下水道区域というものに指定しているところです。その手続きが今年度中に終わりますので、小松ヶ丘地区も公共下

水道という取り扱いになります。よって、この特別会計のほうで処理をするということで今回なりました。

以上です。

委員長（河野 豊君）

7番、川村委員、いいですか。

7番（川村重光君）

将来的には公共下水道になるという、前々から説明があったとおりに思いますけれども、その中で、受益者負担の件について、前々からあるほうは新規に加入というか、取り入れるときに必ず受益者負担がありますよね。小松ヶ丘は前に聞いたときにはないと。そこら辺のところは私はどうしても腑に落ちないところがありまして。これからもそうなんでしょうか。小松ヶ丘地区の場合は、この受益者負担はない、新しく通すところでもというお考えでしょうか。

委員長（河野 豊君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

小松ヶ丘地区に関しては、皆さん土地を購入しているんですけども、もうその購入代金の中に受益者負担にかわるもの、受益者負担と同じ取り扱いができるものがもう既に含まれて売買されています。よって、今、小松ヶ丘を再整備するからといって受益者負担を徴収するということは二重に徴収することになりますので、今回の整備に関しては、小松ヶ丘地区に関しては受益者負担は発生しないというふうに考えております。

以上です。

委員長（河野 豊君）

7番、川村委員。

7番（川村重光君）

売買の時点でもう入っていると。だから前もって圏内のほうに払っているということだよ
ね。それはそれでちょっと理解できないところがありますけれども、小松ヶ丘の範囲の中
ですよ。それからずれたところはやはり発生する、ですよ。区域内からちょっと離れば
発生するでしょう、それは。ちょっとそこを。

委員長（河野 豊君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

今回、小松ヶ丘、住所でいくと小松ヶ丘1丁目から6丁目になります。その区域の中
にはもう既に公共ますというものが設置されています。その区域についてはもう受益者負担は
発生しません。今回入っていないんですけれども、将来的にその区域から外れたところを公
共下水道として整備するのであれば、当然受益者負担が発生することも考えられます。

以上です。

委員長（河野 豊君）

7番。

7番（川村重光君）

そこがちょっと私も不可思議だなと。こちらのほうの古い地域のほうは、どうしても加入
したいというときは結構な金額ですね、負担金というのは。面積にもよるけれども、大変な
お金になるわけです。それで、加入率も伸び悩んでいるんでしょう、こちらのほうも、入っ
ていない人もいるということで。そこら辺のところはどうしても矛盾するのではないかなと
思っておりますけれども、そういう理由で取れないとなれば、いたし方ないことかなと思っ
ていますけれども。そういうことですよね。

委員長（河野 豊君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまの川村委員のご質問に再度お答えしたいと思います。小松ヶ丘地区は公共下水道ではなくて民間のコミュニティープラントということで、これまでは一般会計の中で使用料だけをいただいて運営してきている施設でございます。それを今回、公共下水道として位置づけをして、これから処理場をつくるのか、あるいは流域下水道に接続するのかなという問題、これからでございますが、一応今の方向としては接続するという方向で工事費等が生じてまいります。建設費が生じてまいります。

公共下水道事業につきましては、一般的に工事費の一部を受益者の皆さんに負担をさせていただくと、そういうことになっております。ところが、小松ヶ丘地区は処理場及び下水道事業をもう既に完備している、そういう状況で土地を販売して、各土地にそれぞれもう下水道に接続する準備ができています、したがって土地にその建設費の一部が付加されているという前提でこれを今まで運営してきております。

したがって、今後、処理場を新たにつくるという方向ではないんですが、流域下水道につなげるという建設工事が発生しましても、これを受益者の皆さんに賦課するというのではなくて、これはやはり町が全部持ってその工事を実施することが妥当だろうと、そういうふうな今の時点では判断しているということでございます。

以上です。

委員 長（河野 豊君）

7 番。

7 番（川村重光君）

坪5,000円の土地にその負担金が入っているということも言えるわけですね。そうなれば、やはり平等性から考えれば、私は町としてもこちらの、旧のほうにも負担金のほうに補助を出すとか、そういうお考えもあってもいいのではないのではないかと思うので、そういう考えはどうでしょうか。

委員 長（河野 豊君）

暫時休憩入れますか。

このまま続けていても何か水かけ論みたいな感じですので、暫時休憩……。

7 番（川村重光君）

このまま続けて。1件だけ聞けば。

あるかないか。

委員長（河野 豊君）

ちょっと休憩して、やりとりを。

ちょっと休憩します。暫時休憩します。

ちょっとやりとりやってください。

休憩（午前10時37分）

再開（午前10時38分）

委員長（河野 豊君）

休憩を閉じて会議を続けます。

副町長。

副町長（保土澤正教君）

先ほどのご質問に対してお答え申し上げます。

公共下水道区域内の受益者に対して補助金等を制定して、負担を軽減する考えはないかという点でございますが、現状ではそういうふうなことは考えておりません。

以上です。

委員長（河野 豊君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第34号 平成30年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長(小林 章君)

議案第34号 平成30年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

議案書135ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,757万1,000円と定めるものがあります。対前年度比15.25%の増になります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、136ページからの第1表歳入歳出予算によるものであります。

第2条の地方債については、138ページ、第2表地方債のとおり定めるものであります。

それでは、款項の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書159ページをごらんください。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料に、排水使用料として前年度同額の1,266万円を計上いたしました。

160ページをごらんください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金に、農業集落排水施設機能強化対策事業交付金として2,050万円を計上。

4款県支出金、1項県補助金に、農業集落排水促進事業費補助金として102万5,000円を計上。

6款繰入金、1項他会計繰入金に、一般会計繰入金として1億2,282万3,000円を計上いたしました。

161ページ、9款町債には、下水道事業債に2,050万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

163ページをごらんください。

1款事業費、1項総務管理費には、金矢・七百・岡沼3地区の処理場等維持管理経費として7,137万1,000円を計上いたしました。

主な内容といたしましては、物件費のほか、13節委託料に金矢・七百・岡沼3地区の処理場及びマンホールポンプ維持管理業務ほかで1,393万4,000円を計上。

15節工事請負費には、七百地区と岡沼地区の農業集落排水施設機能強化対策工事ほかで4,002万9,000円を計上いたしました。

164ページをごらんください。

2項建設事業費は、15節工事請負費に公共ます設置工事で120万円を計上。

2款公債費には、長期資金元利償還分として項の計で1億500万円を計上いたしました。

以上で議案第34号の説明を終わります。

委員長（河野 豊君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

歳入及び歳出、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

157ページから165ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 平成30年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第35号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

議案第35号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

議案の139ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を14億8,688万4,000円と定めるものです。前年度比1.21%の増となりました。

第2条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

続きまして、歳入の主な項目についてご説明をいたします。

事項別明細書の169ページをお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料では、65歳以上の方の負担となる第1号被保険者保険料として3億1,255万9,000円を計上いたしました。

中段の2款サービス収入、1項介護予防給付費では、サービスプラン作成に係る介護予防サービス費として387万円を計上いたしました。

下段の3款分担金及び負担金、1項負担金では、29年度から実施している介護予防・日常生活支援総合事業のミニデイサービス等の個人負担金となる介護予防費負担金として52万1,000円を計上いたしました。

170ページをお開き願います。

中段の5款国庫支出金、1項国庫負担金に介護給付費負担金として2億4,660万5,000円を、同じく下段の2項国庫補助金に、1目調整交付金ほか項の計で1億433万4,000円を計上。

171ページになります。

6款支払基金交付金、1項支払基金交付金に、1目介護給付費交付金ほか項の計で3億6,751万9,000円を計上。

中段の7款県支出金、1項県負担金に介護給付費負担金として1億8,416万円を計上。

172ページをお開き願います。

同じく3項県補助金に、1目地域支援事業交付金ほか項の計で783万1,000円を計上。

下段の9款繰入金、1項一般会計繰入金に、1目介護給付費繰入金ほか、173ページになります、項の計で2億5,940万4,000円を計上。

5款国庫支出金から9款繰入金までは、歳出に応じでそれぞれ定められた割合により計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

175ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費に、人件費のほか介護保険システム経費等で6,956万5,000円を計上。

なお、嘱託職員人件費と制度改正によるシステム改修費が増加したことにより、前年度より2,138万5,000円の増額となっております。

176ページをお開き願います。

下段の同じく3項介護認定審査会費に、1目認定調査等費ほか項の計で1,280万3,000円を計上。

177ページになります。

上段の同じく4項計画策定委員会費に、介護保険運営協議会謝金として18万7,000円を計上。

下段の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費に、1目居宅介護サービス給付費、3目地域密着型介護サービス給付費、5目施設介護サービス給付費、178ページになります、9目居宅介護サービス計画給付費ほか、項の計で12億1,776万5,000円を計上しました。

なお、1目の居宅介護サービス給付費は、ホームヘルプサービスの訪問介護やデイサービスの通所介護の給付費であり、3目地域密着型介護サービス給付費は、グループホームの認知症対応型共同生活介護などの給付費、5目の施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームなどの給付費、9目の居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業所のケアプラン作成の給付費であります。

続いて、下段の2項介護予防サービス等諸費に、1目介護予防サービス給付費ほか、179ページになります、項の計で1,038万5,000円を計上しました。

なお、2項の介護予防サービス等諸費は、要介護状態が軽い要支援1、2の方を対象とした給付であります。要支援1、2の方の訪問介護、通所介護の給付が平成29年度から地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されたため、前年度比較で691万3,000円の減額となっております。

180ページをお開き願います。

中段の4項高額介護サービス等費に、利用負担額が一定額を超えた場合に支払う経費を1目高額介護サービス費ほか項の計で2,930万円を計上。

下段の5項高額医療合算介護サービス等費に、国民健康保険などの医療保険と介護サービ

スの合計した自己負担額が一定額を超えた場合に支払う経費を1目高額医療合算介護サービス費ほか項の計で350万円を計上いたしました。

181ページになります。

6項特定入所者介護サービス等費に、1目特定入所者介護サービス費ほか項の計で6,335万8,000円を計上いたしました。

182ページをお開き願います。

上段の4款基金積立金、1項基金積立金には1,808万9,000円を計上。この積立金は、31年度から32年度の保険給付費の支出の財源とするため、財政調整基金へ積み立てするものがあります。

次の5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費に、1目介護予防・生活支援サービス事業ほかとして、項の計で2,438万5,000円を計上しました。

この事業は29年度から実施している事業で、保険給付から移行した要支援1、2の方や、チェックリストにより生活機能の低下が見られた方を対象に、従来の訪問介護や通所介護と同様のサービスに加えて、地域の実情に応じた短時間の生活援助の訪問サービスや、ミニデイサービスの通所サービスを実施するものであります。

183ページになります。

2項一般介護予防事業費に、65歳以上の高齢者が健康を保持するための湯遊クラブ、元気アップ教室、いきいき百歳教室などの経費を、1目一般介護予防事業費として、項の計で1,182万9,000円を計上。

下段の3項包括的支援事業・任意事業費に、1目総合相談事業費、184ページになります、2目権利擁護事業費、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、4目任意事業費、185ページになります、6目生活支援体制整備事業費、7目認知症施策推進事業費ほか、項の計で1,930万円を計上しました。

なお、4目の任意事業費は、成年後見制度利用支援経費や在宅者の介護用品支給経費であり、6目の生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーターの配置と方策等を協議する協議体の設置経費であり、7目の認知症施策推進事業費は、40歳以上の認知症が疑われる方の初期の支援を行う経費であります。

186ページをお開き願います。

中段の5項介護予防支援事業費に、1目介護予防支援事業費として、介護予防のケアプラン作成経費246万4,000円を計上しました。

下段の6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に、2目償還金として、第6期介護保険事業計画期間中において給付費の増加による財政不足となり借り入れ予定の財政安定化基金の償還金166万7,000円を計上しました。

以上で議案第35号の説明を終わります。

委員長（河野 豊君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

議事進行上、歳入、歳出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。

167ページから197ページまでであります。

質疑ありませんか。

5番、高坂委員。

5番（高坂 茂君）

全体を総括して質問したいと思います。

細かい数字は必要ありませんけれども、大変難しい項目について課長のほうから詳しい説明、ありがとうございます。

何点かお尋ねしたいと思いますけれども、1つは、3年に1度の保険料の見直しということに多分ことしなると思いますけれども、どのぐらいの保険料になっているのか。

それから、いろんな施設があるわけで、一番一般的に入りやすいのは特別養護老人ホームだと思いますけれども、多分これは空きがないとなかなか入れない。そういった方々はどのように今、介護を受けているのか。

まだまだ我々の団塊の世代がこの世からいなくなる限りは、社会保障のお金はどんどんふえていくというのが実態だと思います。そういうわけで、この介護保険料も上がるわけで、そして、介護する家庭も大変な事態になっていると思いますので、そういった現状を、今どういった現状なのか、わかる範囲でいいですので、そこら辺を端的にお伺いしたいと思います。

委員長（河野 豊君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、介護保険料の改定ですが、29年度まで第6期計画ということで保険料の基準月額、これは第5階層の保険料ですが、月6,980円、年額では8万3,760円でありました。それで、30年度から3年間計画の第7期計画が始まるんですが、それで保険料を推計したところ、基準月額7,760円、年額では9万3,120円となりますが、率として11.2%アップとなります。月額では780円の増加、年額では9,360円の増加となります。

次に、特別養護老人ホームに入れない方の状況についてお答えしたいと思います。

現在、六戸町で特別養護老人ホームの実質の待機者というのは約30人くらいおります。その方々については、在宅で介護を受けている方とか、ショートステイという短期間の泊まりの施設のほう、あとは老人保健施設ということで3カ月まで入所できる施設等がありますので、そちらのほうのサービスを受けている方が多い状況です。

以上で説明を終わります。

委員長（河野 豊君）

5番。

5番（高坂 茂君）

保険料のほうは、これはいたし方ない。ただ、やはりこの保険料というのは、やはりそれを使っている方というんですか、それが要するに受益者負担になるわけで、これはいたし方ないのかなど。要するに六戸町はとても介護の中身が充実しているというふうに捉えなければならぬ。

そこで、例えば特養、これは余りお金がかからないので皆さんが入りたいと思いますけれども、なかなか空きがない。そういったところで居宅サービスとかを受けなければならないということで、そういった中身をしっかりと把握して、ますますこれはふえてくる数値だと思うんです。

そういったところで、今後この介護の中身をしっかりと把握して、地域包括支援センターもありますので、そういったところと連携しながら、もう一点は、診療所の空き病棟もあるわけで、そういったところもいろいろ加味しながら、この介護保険事業をしっかりとしたものにしていただきたいと。

かなり保険料も高くなっていくわけで、まだまだこれは上がっていくと思いますけれども、

どうなりますでしょうか。そういった見通しがわかりましたら、町長でもよろしいのです。

委員長（河野 豊君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

まず、介護保険料の見通しなんです。現在、第6期計画では、青森県内で4番目に高い保険料となっております。それで、第7期の7,760円についてはさらに上昇する見通しであります。県内でももっと上位のほうに位置すると思います。それで、今後こういうふうに関護給付費がふえることによって保険料も上がっていきます。

それで、六戸町の特徴を、どうして給付費が高いかというのを紹介したいと思います。

まず、要介護度3から5の重症の方が最初から多くなっております。また、施設の定員数に、通所介護サービスを受けやすい地域、十和田、三沢の地域も買い物、デイサービス等にも近いので、受けやすい地域であるほか、認知症対応型のグループホームも4施設ありまして、そのほか特別養護老人ホームも、十和田、三沢の特別養護老人ホームにも近いということで、入所しやすい地域であることから、給付費が高くなっているという事実があります。

それで、これを防ぐには、住民主体の生活支援、介護サービスの充実として、元気なときから切れ目ない介護予防を行って、なるべく介護状態にならない状況をつくっていくと。そのほか、ケアプランの点検ということで、介護度に応じて使える給付額というのが決まっております。介護度5の場合はたしか月35万円までサービスを使えることになっているんですが、この限度額に対する利用割合が高い理由の確認とか、自立支援のためのプランとなっているかの確認や、過剰サービスになっていないかの確認を、ケアプランのほうのチェックをしていく必要があると思います。

以上で説明にしたいと思います。

委員長（河野 豊君）

よろしいですか。

ほかに。

11番、山本委員。

1 1 番（山本 実君）

まず、この介護予防事業については本当にご苦労さまだと思います。特に私は、うちの母ももう十数年お世話になって、介護度5でしたけれども、一番高いのでしたけれども、非常に助かったわけであります。

先ほど、課長のほうから介護予防の充実をしていきたいというお話がされたわけでありませけれども、いわゆる介護保険料が上がるのを抑えるために、介護予防事業ですか、これを充実していきたいというような話をされましたが、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのか。それが1点。

それからもう一点なんです、最近、老人の方々とお話をする機会が非常に多くなりまして、よくお話が出るのが、湯遊クラブの話が出ます。どういうふうな話かということ、まずありがたいと、お風呂に入って体が伸び伸び、疲れもとれるしありがたいと、楽しみにしているんだというふうな方々がほとんどと言っても過言ではないというふうに思います。私はこのところを、湯っこに入る目的なものをもっと充実できないのか。これは料金をいただいているのでしょうか。そういうふうなところもあわせて答弁していただきたいと思うんですが。

それからもう一点お尋ねしたいんですが、この183ページの介護予防事業、5款の地域支援事業の中に湯遊クラブ従事者に謝金とあるんですが、それから元気アップ事業従事者にも謝金とあるんですが、これは何のことか。

この3点についてお尋ねします。

委員長（河野 豊君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、介護予防の具体的取り組みについてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、主な予防事業として5つ実施しております。まず、湯遊クラブの事業です。これは健康な方の運動機能の向上、認知症の予防ということで体操をしてもらって、その後にお風呂に入ってもらおうと、温泉に入ってもらおうというふうな事業でございます。

そのほかに、元気アップ教室というものがあります。これは運動とか口腔機能の向上とい

うことで、ちょっと体の動きが悪い方、あと口腔機能、口のほうの動きが悪い方を対象に運動する事業であります。

そのほか、お出かけ教室というものがございます。これは軽度の認知症の方、閉じこもり傾向のある方の身体機能向上及び脳の活性化ということで、週に2回集まってもらって体操等をしております。

そのほか、元気はつらつ教室ということで、老人福祉センターのほうでの入浴者を対象に運動機能の向上とか体力維持、増進の事業をしております。

それと、29年度からいきいき百歳教室というものを開催しております。これは住民主体の教室で、筋トレみたいな体操を行うものですが、これを、運動機能の向上と交流を目的に、いきいき百歳体操というものを実施しております。

このような事業を実施しておるんですが、特に湯遊クラブについては参加者が最近かなり多くなってきておりますので、29年度の途中から、週3回を1回ふやして週4回の開催としております。

次に、湯遊クラブの謝金等でございますが、この湯遊クラブとか元気アップ教室のときに外部のほうから看護師とかに来てもらって手伝ってもらっておりますので、その方の謝金となっております。

以上で回答を終わります。

委員長（河野 豊君）

11番。

11 番（山本 実君）

むしろうれしいような、頑張っているなという感じがして。と申しますのは、湯遊クラブが1回ふえたというようなことでありまして、実は一番心配していたのがそこでございます。果たしてどのぐらい参加者があるのか、この温泉というようなものは、私もしょっちゅう行くわけなんですけど、本当に、特に年をいった方々には効果があるようであります。これが3回から4回にふえたということは、やはり外山課長の努力の成果なのかなという感じはしておりますので、さらに参加者がふえるように工夫をしながら頑張りたい。余りほめたくないですけども、よろしくお願ひします。

委員長（河野 豊君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

それでは、今の湯遊クラブのことについて、参加者のデータがありましたので、紹介したいと思います。

まず、週4回開催することで30年度は予算をとっているんですが、延べ人数は年間で7,180人の参加者を見込んでおります。1回当たり平均すれば50人程度の参加者の予算計上をしておりますので、今後ともたくさんの方が来るようにPRしたいと思います。

以上です。

委員長（河野 豊君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

ここで20分まで休憩をとります。

休憩(午前11時12分)

再開(午前11時20分)

委員長(河野 豊君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、高坂委員の質問について、町民課長から回答したいという旨の要求がありますので。

町民課長。

町民課長(川原 徹君)

先ほどの高額療養者の件数ですね。まず27年度、1,269件。28年度、1,176件となっております。あと、それぞれの病名についてですけれども、所得区分に応じて高額療養費の段階がありますけれども、かなりの件数と多種多様な病名で、一度入院すれば高額に該当しますので、ちょっと病名の内容までは掌握し切れませんでした。

以上です。

委員長(河野 豊君)

よろしいですか。

次に、議案第36号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

議案第36号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。
配付議案の143ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,122万6,000円と定めるものであり、これは前年度比8.4%、936万2,000円の増額計上であります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものであります。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書201ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料に、前年度比19.6%増の7,266万3,000円を計上いたしました。

青森県の保険料率は、被保険者1人当たりの均等割が4万514円、所得割が7.41%、平成29年度と同様に平成30年度もこの保険料率が適用されることになっております。限度額は5万円増の62万円に変更と予定されております。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金に、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として、項の計で前年度比5.1%減の4,800万8,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

203ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費に、人件費等として前年度比17.6%減の942万7,000円を計上いたしました。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金に、県後期高齢者医療広域連合負担金として、前年度比11.3%増の1億1,124万5,000円を計上いたしました。

以上で議案第36号の説明を終わります。

委員長（河野 豊君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

なお、歳入、歳出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。

199ページから212ページまでであります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第37号 平成30年度六戸町霊園事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(川原 徹君)

議案第37号 平成30年度六戸町霊園事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

配付議案の146ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ922万2,000円と定めるものであり、これは前年度比1.6%、14万5,000円の減でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものであります。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書215ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項使用料に、霊園使用料として66万円を計上いたしました。内訳といたしましては、霊園使用料は46万円、霊園管理料は20万円となっております。

永代使用料に当たります霊園使用料は1区画23万円で、新規申し込みを2区画と見込み46万円、霊園管理料は1区画年5,000円で、40区画で20万円を見込んでおります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金には852万2,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

216ページをごらんください。

1款事業費、1項総務管理費に、霊園管理経費として922万2,000円を計上いたしました。

以上で議案第37号の説明を終わります。

委員長（河野 豊君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

なお、歳入、歳出、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

213ページから217ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 平成30年度六戸町霊園事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第38号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長(吉田史明君)

議案第38号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書148ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,348万1,000円とし、款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算とするものであります。これは前年度比4.76%、2,265万9,000円の減であります。

第2条では、地方債について定めるものであります。起債の目的、限度額、起債の方法等は、第2表地方債によります。

第3条では、一時借入金の最高額を2億円と定めるものであります。

第4条は、歳出予算の流用について、同一款内において、給料、職員手当及び共済費のみ流用をすることができるものと定めるものであります。

次に、予算に関する説明書221ページをお開きください。

歳入からご説明申し上げます。

1款診療収入、1項診療報酬に、外来収入・訪問看護による収入を合わせ2億4,861万2,000円を計上。

2款使用料及び手数料、1項使用料に、諸検診等収入ほかで768万4,000円を計上いたしました。

2款使用料及び手数料、2項手数料に、診断書証明手数料等で60万円を計上いたしました。

3款県支出金、1項県補助金に、電源立地地域対策交付金で4,800万円を計上いたしました。

次に、222ページをお開きください。

4款財産収入については、科目設定であります。

5款繰入金、1項繰入金に、他会計繰入金として1億3,505万4,000円を計上しました。そのうち一般会計繰入金は1億3,460万4,000円であり、主な内訳は職員人件費等として1億2,559万1,000円、町債の元利償還費分として901万3,000円であります。

6款諸収入、1項雑入に13万円を計上いたしました。

223ページです。

7款町債、1項町債に1,340万円を計上いたしました。これは、医療機器の更新に伴い事業債を借り入れするものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

225ページをお開きください。

1款総務費、1項施設管理費に、職員の給料等、委託料ほかで2億7,561万円を計上しました。

委託料においては、診療所屋根・外壁改修工事に向けての設計業務委託料を計上しております。

228ページをお開きください。

2款医業費、1項医業費に、各種検査機器の保守業務に関する委託料、材料費、薬剤購入費、備品購入費等を合わせ、項の計で1億6,855万8,000円を計上いたしました。

備品購入費には、検査機器更新のための費用を計上しております。

230ページです。

3款公債費には、長期資金の元金と利子を合わせ901万3,000円を計上いたしました。

5款予備費に30万円を計上しております。

以上で議案第38号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算の説明を終わります。

委員長（河野 豊君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

なお、歳入、歳出、給与費明細書、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

219ページから241ページまでであります。

質疑ありませんか。

5番、高坂委員。

5番（高坂 茂君）

関連して、医師を募集してもう2年近くなるわけで、その後、状況はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

委員長（河野 豊君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

平成29年度においても、時期を見て県健康福祉部医務薬務課のほうへ相談等に行っております。また、あわせて国保連のほうにも伺って医師についての相談をしておりますが、なかなかやはり、うちの診療所のみならず県内各病院、診療所ともに新しい医師の確保は厳しいということでありました。

一番最近では、12月28日、御用納めの日ですが、健康福祉部の部長さんにちょっと時間をとっていただき、伺って同様の相談等をしておりましたが、なかなか難しいということでした。

以上です。

委員長（河野 豊君）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、当予算特別委員会に付託されました平成30年度予算関係議案8件の審査が全て議了いたしました。

審査の結果は、いずれも原案可決であります。

つきましては、3月8日の本会議において、その旨をご報告申し上げますとともに、この2日間、委員各位のご協力により、予算特別委員会委員長の職務を果たすことができました。心から厚くお礼申し上げます。まことにありがとうございました。

以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

ご起立ください。

ご苦勞さまでした。

閉会（午前11時36分）